

花巻市ふれあい出前講座実施要項

(目的)

第1条 この事業は、市民等の団体が実施する学習会に講師を派遣するふれあい出前講座（以下「出前講座」という。）を行うことにより、市民等の学習意欲の高揚と地域活動の促進を図ると共に、生涯学習の振興及び生涯学習によるひとづくり・まちづくりを推進することを目的とする。

(出前講座の種類等)

第2条 出前講座の種類は次の各号に掲げるものとし、講座の趣旨、講師、講座の内容、受講団体については別表第1のとおりとする。

- (1) 市役所・公共機関編
 - (2) 生涯学習講師編
- 2 市役所・公共機関編の講師の指導分野は別に定める。
 - 3 生涯学習講師編の講師の指導分野は別表第2のとおりとする。

(開催時間及び場所)

第3条 出前講座の開催時間は、原則として午前9時から午後9時までの間とし、市役所・公共機関編は1講座1時間、生涯学習講師編は2時間を基本とする。また、生涯学習講師編は、1受講団体につき年度内2講座までの開催とする。

- 2 出前講座の開催場所は、受講団体が準備するものとし、原則として花巻市内での開催とする。

(出前講座の申請)

第4条 講座を受講しようとする団体等の代表者は、出前講座受講申請書（様式第1号）を原則として講座を開設する日の前日から起算して10日前までに市長に提出するものとする。ただし、生涯学習講師編は、講座を開設する日の前日から起算して30日前からの申請とする。

- 2 市長は、申請内容に関連し、必要の都度、当該団体の規約・予算及び決算状況、構成員等が記載された書類等の提示を求めることができる。

(出前講座の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、講座の開設の可否を決定し、出前講座開設決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するとともに、講師依頼通知書（様式第3号又は第3-1号）により講師に通知するものとする。

(報告書の提出)

第6条 申請者は、出前講座の開設後、開設日から起算して10日以内に、出前講座実施報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(変更等の届出)

第7条 第5条第1項の規定により出前講座開設の決定を受けた団体は、申請した事項に変更があったとき、又は開設を取り消すときは、直ちに事務局にその旨を連絡しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(花巻市生涯学習講師の登録申請及び決定)

第8条 講師登録を希望する者は、市内在住の20歳以上の者とし講師登録申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、必要な審査を行い、登録を決定し、講師登録決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(講師料等)

第9条 出前講座における講師料は、次表に掲げるとおりとする。ただし、受講に必要な消耗品、その他必要な経費は、受講団体にて負担する。

講座の種類	講師料
(1) 市役所・公共 機関編	無料とする。
(2) 生涯学習 講師編	市が負担する。ただし、一定限度の予算の範囲内で実施することとし、限度額は1回につき6,000円とする。

2 生涯学習講師編の講師に係る開設場所までの送迎について、原則として受講団体の負担とする。

3 生涯学習講師編の出前講座実施後において、申請内容と実施内容が異なる場合、市長は、講師料相当額の支払いを当該団体に求めることができる。

(制限及び行為禁止)

第10条 講師及び受講者は、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害する行為
- (2) 政治、宗教を目的とする行為又はこれらに類する行為
- (3) 営業、勧誘を目的とした行為又はこれらに類する行為
- (4) 出前講座の目的に反する行為

2 講師において、前項各号のいずれかに該当する行為が認められた場合は、講師登録を取り消す場合がある。

(その他)

第11条 講師において、出前講座を担当するのが困難と考えられる程度に健康的な問題等がある場合、講師登録を承認しない場合がある。また、登録後にそれが判明した場合、登録を取り消す場合がある。

(事務局)

第12条 出前講座の事務局は、生涯学習部生涯学習課とする。

(補 則)

第13条 この要項に定めるもののほか、講座の開設に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。